

# 独禁法の遵守に向けて

改訂版

(平成27年)  
9月改訂



独禁法の目的は、公正で自由な競争を促進していくとともに、消費者の利益を確保し、国民経済の民主的で健全な発展を促進することです。このため、独禁法では事業者や事業者団体に対する禁止事項を定めています。

JAには適用除外制度が措置されていますが、適用除外の範囲は限定されています。公正取引委員会は平成19年に農協ガイドライン(農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針)を示し、JA事業に関連して独占禁止法上問題となる行為を明らかにしました。

JAグループでは平成18年よりこのパンフレットを作成(平成19年7月、平成23年11月に一部改訂)し、独禁法の遵守に向けて周知を徹底してきましたが、平成27年の独禁法改正等を踏まえ、一部改訂を行いました。独禁法の規制と運用は年々強化されており、事業遂行に当たっては、独禁法違反とならないよう十分注意する必要があります。

全国農業協同組合中央会  
全国農業協同組合連合会  
全国共済農業協同組合連合会  
農 林 中 央 金 庫

# 独禁法とは(3つのべからず)

独禁法(私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律)では、公正かつ自由な競争を促進するために、主に不公正な取引方法、カルテル、私的独占の3つの行為を禁止しています。

## 【不公正な取引方法】:19条、2条9項(枠内は法律の文言そのものではありません)

### ① 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと

#### 法定

##### 共同の取引拒絶

正当な理由がないのに、自己と競争関係にあるほかの事業者と共同して、特定の事業者への供給を拒絶したり、第三者に特定の事業者への供給を拒絶させる行為

##### 差別対価(※)

不当に地域または相手方により、差別的な対価をもって商品や役務を継続して供給することによって、ほかの事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為

#### 公正取引委員会による一般指定

##### 共同の取引拒絶

正当な理由がないのに、自己の競争関係にあるほかの事業者と共同して特定の事業者からの購入を拒絶したり、第三者に特定の事業者からの購入を拒絶させる行為

##### その他の取引拒絶(※)

不当に事業者が単独で特定の事業者との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させる行為

##### 差別対価(※)

左記の行為のほか、不当に地域または相手方により差別的な対価をもって商品や役務を供給し、または供給を受ける行為

##### 取引条件等の差別取り扱い(※)

不当にある事業者に対し取引の条件や実施について、有利または不利な取り扱いをする行為

##### 事業者団体における差別取り扱い等

事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、または事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせる行為

### ② 不当な対価をもって取引すること

#### 法定

##### 不当廉売

正当な理由がないのに商品や役務をその供給に要する費用を著しく下回る価格で、継続して供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせる行為

#### 公正取引委員会による一般指定

##### 不当廉売

左記の行為のほか、不当に商品や役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせる行為

##### 不当高価購入

不当に商品や役務を高い価格で購入し、他の事業者の事業活動を困難にさせる行為

### ③ 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引、または強制すること

#### 公正取引委員会による一般指定

##### ぎまんの顧客誘引

自らの商品や役務について、実際のものあるいは他の事業者のものとは比べて著しく優良または有利であると誤認させ、不当に取引を誘引する行為

##### 不当な利益による顧客誘引

正常な商習慣に照らして不当な利益をもって、取引を誘引する行為

##### 抱き合わせ販売・取引強制

商品やサービスを提供する際に、不当に他の商品やサービスを一緒に購入させる行為、その他不当に自己または自己の指定する事業者との取引を強制する行為

### ④ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること

#### 法定

##### 再販売価格の拘束

小売業者等に自社商品の販売価格を指示するなど、その商品の販売価格の自由な決定を拘束する条件をつけて取引する行為

#### 公正取引委員会による一般指定

##### 排他条件付取引(※)

競合関係にある事業者と取引しないことを条件として取引を行うこと等により、不当に競争相手の取引の機会や流通経路を狭め、既存の事業者の排除や新規参入を妨げたりするおそれのある行為

##### 拘束条件付取引(※)

左記または上記の行為のほか、取引相手の事業活動を不当に拘束する条件をつけて取引する行為

### ⑤ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること

#### 法定

##### 優越的地位の濫用

取引上優越的地位にある事業者が、その地位を利用して取引先に対し正常な商習慣に照らして不当に不利益を与える行為(例えば、購入・利用強制、協賛金の提供要請、従業員派遣要請、支払遅延、受領拒否、不当返品、不当な減額など)

#### 公正取引委員会による一般指定

##### 取引の相手方の役員選任への不当干渉

取引上、優越的地位にある事業者が、その地位を利用して取引先の会社に対し正常な商慣習に照らして不当に当該会社の役員を選任について、自己の指示に従わせるなど干渉する行為

### ⑥ 競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害すること

#### 公正取引委員会による一般指定

##### 競争者に対する取引妨害

競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害する行為

##### 競争会社に対する内部干渉

競争関係にある他の事業者の株主または役員に対し、その会社の不利益となる行為をするよう、不当に誘引し、そそのかし、または強制する行為

(※)のついでに6つの行為は、原則として市場において有力な事業者が行う場合に違反となります。

#### 市場における有力な事業者の考え方

- ✓ 一応の目安として当該市場におけるシェアが**10%以上**またはその順位が**上位3位以内**であることがあげられます。JAは生産資材の供給や農産物の出荷、共同利用施設の賃貸等といった分野において、ほとんどのケースで有力な事業者該当します。
- ✓ 上記における市場とは、行為の対象となる**商品と機能・効用が同様**であり、地理的条件、取引先との関係等から**相互に競争関係にある商品**の市場を意味します。